

**新JIS C 0950の発行日(即ち資源有効利用促進法に引用され施行される日)時点の
生産および輸入販売の考え方**
〈経済産業省〉

新JIS発効以降については、新JISに基づき表示等を行うこと。
但し附属書Dにおいて、半年間は現行JISの運用を認めていることから、この期間については、現行JISに準用した運用を妨げない。
附属書Dの有効期限が終了した日より、すべて新JISに基づき運用することとするため、
新JISの発効後、附属書Dに記載されている現行JISに基づき運用をする企業については、
有効期限が終了した日に確実に新JISに対応しているよう、余裕を持って対応することが望ましい。

国内生産品		輸入品 ^{注1)}	適用されるJIS C 0950
自社生産	委託生産(OEM)		
1	新JIS発効日(2008年1月21日予定)の前日以前に製造したもの	新JIS発効日(2008年1月21日予定)の前日以前に輸入許可を受けたもの	現行JISに基づいて表示する。
2	新JIS発効日(2008年1月21日予定)以降かつその6ヵ月後の月の末日以前に製造したもの	新JIS発効日(2008年1月21日予定)以降かつその6ヵ月後の月の末日以前に輸入許可を受けたもの	新JISに基づいて表示する。 (但し、現行JISの準用を妨げない。尚、有効期限が終了した日に確実に新JISに対応しているよう、余裕を持って対応することが望ましい。)
3	新JIS発効日(2008年1月21日予定)の6ヵ月後の月の末日を超えた日に製造したもの	新JIS発効日(2008年1月21日予定)の6ヵ月後の月の末日を超えた日に輸入許可を受けたもの	新JISに基づいて表示する。 (現行JISの準用は不可)

注1) 関税法基本通達により「輸入の具体的な時期」は、
「(1)輸入の許可を受けた貨物の場合 → その許可の時期」となっています。(2005/11/30 経済産業省より東京税関相談官室へ確認)